

兵庫県公報

平成22年11月5日 金曜日 第2233号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成22年度兵庫県准看護師試験の実施（医務課）	1
○宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	2
○昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	2
公 告	
○平成22年度兵庫県薬事功労者表彰（薬務課）	3
○大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（東播磨県民局）	3

告 示

兵庫県告示第1111号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成22年度兵庫県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成22年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 試験日時
平成23年2月20日（日）午後1時30分から午後4時00分まで
- 試験場所
兵庫大学
〒675-0195 加古川市平岡町新在家2301
- 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 試験の方法
筆記試験とする。
- 受験資格
保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条の規定に該当する者
- 受験手続
 - 提出書類
 - 受験願書
 - 受験資格を証する卒業証明書又は修業証明書
卒業見込み又は修業見込みの者は、卒業見込証明書又は修業見込証明書に代えることができる。
なお、平成23年3月14日（月）までに上記証明書が提出されない場合は、当該受験は無効とする。
 - 写真票
出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦6センチメートル、横4センチメートルのものとし、その裏面に撮影年月日、氏名及び学校養成所名を記入し、所定の箇所に貼り付けること。
 - 提出期間
平成22年12月9日（木）から同月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
受付時間は午前9時30分から正午まで及び午後1時30分から午後5時までとする。
なお、郵送による場合は簡易書留とし、平成22年12月17日（金）必着とする。
 - 提出先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県健康福祉部健康局医務課看護指導係

(4) 手数料

6,900円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後は、手数料を返還しない。

7 受験票の交付

受験願書受付後、受験番号、受験日時及び受験場所を記載した受験票を交付する。

8 合格者の発表

平成23年3月17日(木) 午前10時から同年4月15日(金) 午後5時まで兵庫県健康福祉部健康局医務課前に掲示するとともに兵庫県ホームページに掲載する。

なお、合否の問い合わせには応じない。

9 試験結果の開示

個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)第20条第1項の規定による試験結果の開示は、次に定めるところにより口頭で請求できる。

(1) 期間 平成23年3月17日(木) から同年4月15日(金) まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前10時から午後5時まで(3月17日(木)は午前11時から午後5時まで)

(2) 場所 兵庫県健康福祉部健康局医務課

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県第1号館4階

(3) 持参するもの 兵庫県准看護師試験受験票

(4) 開示する内容 総合得点

(5) その他

ア 開示請求できる試験結果は、本人のものに限る。

イ 開示請求できる者は、本人とする。ただし、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求することができる。

ウ 電話による問い合わせには一切応じない。

10 身体に障害を有する者等の特例措置

視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、受験願書等の提出期限内に下記問い合わせ先に申し出ること。申出のあった者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

11 受験についての問い合わせ先

兵庫県健康福祉部健康局医務課看護指導係

電話 (078) 341-7711 (内線 3220・3254)



兵庫県告示第1112号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成22年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 商号又は名称 EXHOME株式会社
- 2 代表者氏名 濱田優希
- 3 事務所所在地 神戸市須磨区須磨浦通5-7-10
- 4 免許番号 兵庫県知事(1)第11243号
- 5 免許年月日 平成20年3月24日



兵庫県告示第1113号

昭和39年兵庫県告示第332号の15(収入証紙売りさばき人の名称等)の一部を次のように改正し、平成22年11月15日から適用する。

平成22年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

表但陽信用金庫の項中

「

	同 城北支店	姫路市増位本町	
--	--------	---------	--

を

「

	同 城北支店	姫路市増位本町	
	同 城西支店	姫路市土山	

に改める。

公 告

平成22年度兵庫県薬事功労者表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条第4号の規定により、平成22年10月20日に次の者を表彰した。
平成22年11月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 氏名及び住所

- 今 里 秀 俊 宝塚市
- 高 橋 市 吉 神戸市兵庫区
- 玉 井 美保子 伊丹市
- 平 井 美千子 神戸市灘区
- 藤 澤 清 文 宝塚市
- 八 木 伸 夫 西宮市
- 山 田 恵 美 芦屋市
- 和 田 文 夫 神戸市須磨区

2 功績内容

永年にわたり薬事衛生業務に従事し、県民の保健衛生の向上に多大の貢献をした。



大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成22年11月 5 日

東播磨県民局長 宮 野 敏 明

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 （仮称）マックスバリュ高砂中島店
- 所在地 高砂市中島三丁目406-126ほか

2 同法第8条第1項の規定により高砂市から聴取した意見の概要

- (i) 市道伊保266号線は、交通量増加に伴う道路上での停車車両を原因とする排ガス等の増加が予想される。道路上でのスムーズな通行の確保を図るための対策として、二車線化に向けた継続協議、歩行者の安全な通行空間の確保を行うとともに以下の対応をお願いする。
 - ア 市道伊保266号線側の出入口について、開店の影響による通行の危険性を回避するために、当該出入口付近だけでなく側溝全体に蓋掛けを行うことで、実質的な幅員の確保をお願いしたい。
 - なお、当該出入口以外の側溝改修については、道路法第24条に基づく工事とし、完成後、市が引き取り管理することとする。
 - イ また、計画地西側からの来客者を吸収するために、歩行者用の出入口、通路を計画地西側に設置するとともに、計画地内において歩道を設置すること。
 - ウ 計画地東側の歩行者用の出入口付近の側溝及びその他現在開渠となっている市道荒井・塩市幹線道路

の側溝についても、利用者の安全確保の観点から蓋掛けをお願いする。

エ 市道荒井・塩市幹線道路を利用する南方面からの来客及び市道伊保266号線を利用しての来客が見込まれるため、増加する歩行者等の安全確保の観点から中島北交差点部分の歩行者溜まりとしての整備をお願いする。

(2) 市道塩市・宝中前準幹線道路からの進入路については、市の道路計画に沿ったものとし、担当課と十分協議すること。また、周辺整備も行っていただきたい。

3 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

意見書提出者名	意見の概要
中島三丁目自治会 会長 船 田 昭 信	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画されている市道伊保266号線側の出入口を閉鎖すべきである。 なお、閉鎖しない場合は以下の対策が必要であると考えます。 (1) 道路北側における電柱の撤去及び歩道の設置。 (2) 道路の拡幅（実質6メートルが必要）。 (3) 自動車の制限速度を時速30キロメートルに設定。 (理由) 市道伊保266号線は、中島三丁目の生活道路及び児童通学路として利用されており、当該道路沿いには中島北公園（児童公園）がある。また、計画地東側の中島北交差点において幅員が狭くなっているため。 2 計画地東側の市道荒井・塩市幹線道路に、左折入庫の運用とする出入口を設けること。 (理由) 計画地南側の出入口前面の道路幅員は、図面上では6.2メートルであるが、電柱等を考慮すると実質は4.2メートルと極端に狭くなっている。現状でも通行に神経を配っている状態であり、店舗開店後、来客車両が当該出入口から退出すると、東側からの市道伊保266号線への自動車の進入が困難になるため。
塩市自治会 会長 藤 原 哲 良	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政・地元の声を反映できるような店舗作りを実施して欲しい。 2 計画地周辺道路の安全対策及び整備を行うこと。 (理由) 現状は、市道伊保266号線、市道塩市・宝中準幹線道路ともに歩道がない。 また、市道塩市・宝中準幹線道路は、狭い県道に通じており、大型車の通行も多いことから、現状でも自転車や歩行者は危険な状況である。 3 計画地北側の出入口の設置については、市道塩市・宝中準幹線道路が完成した時点で周りの環境も含め検討すべきである。それまでに開店しようとするのであれば、計画地東側の市道荒井・塩市幹線道路に出入口を設置するのが自然であると考えます。 4 計画地北側の出入口への進入路の安全確保について (1) 進入路を拡幅して、自転車歩行者道を整備すること。 (2) また、塩市橋交差点から計画地北側の出入口までの間について、幅員4メートルの自転車歩行者道を整備すること。 (3) 計画地北側の出入口は、塩市橋交差点に近いので、当該出入口へ右折入庫を誘導すれば、渋滞の発生が予想される。また、これに伴い自転車、歩行者等に危険が及ぶ可能性が高いので、市と協議のうえ、河川蓋掛け部分を取込む右折専用車線を整備すること。 5 自転車での来客が多いと考えられるため、計画地北側の出入口付近にも駐輪場が必要である。 6 近隣地域住民の安全、安心を守るための交通安全対策として、計画地北側出入口の西側に存するロータリーから国道250号に通じる生活用道路における車両の速度規制及び当該ロータリー付近の車両通行規制を行う必要がある。

(理由)

市道塩市・宝中準幹線道路と当該生活用道路とのロータリー付近では、特段の交通規制も無く、また車両の通行状況は不規則であり、常に事故の危険を伴っている。店舗設置に伴う通行量の増加により、その危険性がより高くなることから、新たな交通規制が必要であると考えられるため。

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成22年11月 5 日から 1 月間